

介護予防・日常生活支援総合事業の単価が変わります

事業内容	単 価		
		改正前	改正後
訪問介護相当	週1回程度の利用(1月当たり)	11,680円	11,720円
	週2回程度の利用(1月当たり)	23,350円	23,420円
	週2回を超える利用(1月当たり)	37,040円	37,150円
	週1回未満の利用(1回につき)	2,660円	2,670円
通所介護相当	週1回程度の利用(1月当たり)	16,470円	16,550円
	週2回程度の利用(1月当たり)	33,770円	33,930円
	週1回未満の利用(1回につき)	3,780円	3,800円

10月1日からの消費税率の引き上げと介護人材の処遇改善のため報酬が改定されることに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の支給限度額と単価を次のとおり改正します。

支給限度額		
	改正前	改正後
事業対象者	50,030円	50,320円
要支援1	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円

※自己負担は(所得に応じて)単価の1割~3割です。

■問合せ 保健福祉課地域支援係 ☎72-6910

住宅総合相談会のご案内

住宅に関する相談(住宅の耐震対策、空き家の活用、既存住宅のリフォーム、住宅購入時の登記手続き、業者とのトラブルなど)について、建築士や司法書士のアドバイスが受けられる「住宅総合相談会」を開催します。気軽にご相談ください。予約した方を優先しますので、事前予約をおすすめ

10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要ですが、案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

▼対象

①老齢基礎年金を受給している方で、次の要件を全て満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の要件を満たしている方

します。

▼日時 9月20日(金)午後1時~4時

▼場所 正庁(役場本庁3階)

▼相談料 無料

▼予約 栃木県豊かな住まいづくり協議会事務局(一社) 栃木県建築士会

☎028-639-3150

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(72)6955

・前年の所得額が約462万円以下

▼請求手続き

○平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出

○平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きとあわせて、年金事務所または町で請求手続き※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

▼問合せ 大田原年金事務所

☎0287-22-6311

給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

令和2年度実施 地域づくり事業提案募集

町では、住民自らが地域のことを考え、課題の解決や地域振興に取り組み活動について「地域づくり事業交付金」を交付し、支援しています。

▼対象団体 地域づくり委員会・自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等

▼対象事業 対象となる団体自らが実践し、交付金交付期間終了後も地域のために継続して実施する公共性の高い事業

▼交付限度額

初年度 100万円
2年目・3年目 各50万円

※継続性や発展性が期待できる事業として認定を受けた事業に対し、最大3年間交付します(毎年、事業認定を受けるための事前協議等を行う必要があります)。

▼事前協議期間(必須)

11月1日(金)~29日(金)

▼実施地域内での話し合い 事前協議には、取組み事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見を反映していることが確認できる議事録が必要です。

▼提案受付期間 12月2日(月)~令和2年1月15日(水)

▼問合せ 企画財政課まちづくり係

☎(72)6906